入札・契約及び建設業者の合併等に関する「資本又は人事面に深い関係」の取扱基準(新旧対照表)

改正前	改正後
平成22年 7月30日策定 平成25年11月 1日改正	平成22年 7月30日策定 平成25年11月 1日改正 平成31(2019)年 4月 1日改正
1 略	1 略
2 具体的事項 (1) 略 (2) 人事面に深い関係     人事面に深い関係がある場合とは、会社と他の会社との間に次に掲げる関係がある場合とする。 ア 一方の会社の役員(株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員及び法人格のある各種の組合等の理事等に限る。以下同じ。)が、他の会社の役員を現に兼ねている場合 イ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある場合	2 具体的事項 (1) 略 (2) 人事面に深い関係 人事面に深い関係がある場合とは、会社と他の会社との間に次に掲げる関係がある場合とする。 ア 一方の会社の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、注5に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他の会社の役員を現に兼ねている場合 イ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある場合
役員についての注記 注1~4 略	役員についての注記 注 1 ~ 4 略

- <u>注 5 1)株式会社の取締役。ただし、次のイから二に掲げる者を</u> <u>除く。</u>
  - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社 における監査等委員である取締役
  - <u>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社にお</u> ける取締役
  - 八 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - 二 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある 場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- 4)組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる 者に準ずる者